

32 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第九十二号)の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)のうち、定年に達する日の属する年度の前年度以前に退職した者であつて、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十五年を減じた年齢以上であるものに対する第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項、第六条及び第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	「給料月額」という。	「給料月額」という。)に百分の百十を乗じて得た額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と同日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が二十年を超える場合は、二十年)一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額(以下「早期退職特例給料月額」という。)
第四条第一項	退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)	早期退職特例給料月額
第五条第一項、第六条及び第六条の二第二号	退職日給料月額	早期退職特例給料月額
第五条の二第二項	退職日給料月額より	退職日給料月額(退職の日におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。)より
第五条の二第二項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と同日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が二十年を超える場合は、二十年)一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額(第六条の二において「特定減額前早期退職特例給料月額」という。)
第五条の二第二項第二号	退職日給料月額に、	早期退職特例給料月額に、
第五条の二第二項第二号(二)	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第六条	第三条	附則第三十二項の規定により読み替えて適用する第三条

第六條の二	第五條の二第一項の	附則第三十二項の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項の
	同項第二号(一)	附則第三十二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号(一)
	同項の	附則第三十二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の
	特定減額前給料月額	特定減額前早期退職特例給料月額
第六條の二第二号	第五條の二第一項第二号(一)	附則第三十二項の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項第二号(一)
当該割合		附則第三十二項の規定により読み替えて適用する同号(一)に掲げる割合

附則第三十三項を削る。

附則第三十四項中「第五條の二」を「第五條の三」に改め、同項を附則第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六條の五第二項に規定する一般職の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。))の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第三条から第五條の二まで及び第六條並びに附則第二十六項から第二十八項まで、附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年秋田県

条例第九号。以下「昭和四十八年改正条例第九号」という。）附則第五項から第七項まで、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第五十八号。以下「昭和四十八年改正条例第五十八号」という。）附則第八項並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年秋田県条例第五十八号。以下「平成十五年改正条例第五十八号」という。）附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の五から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十五項から第二十七項まで、附則第六項及び第七項、附則第九項の規定による改正後の昭和四十八年改正条例第九号附則第五項から第七項まで、附則第十項の規定による改正後の昭和四十八年改正条例第五十八号附則第八項並びに附則第十一項の規定による改正後の平成十五年改正条例第五十八号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第七条第五項及び第六項並びに第七条の四第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる在職期間に該当する期間が新条例第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職に係る退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものと」とあるのは「職員として退職したものと」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額」として人事委員会規則で定める額」とする。

4 職員が施行日以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第三条から第五条の二まで及び第六条並びに附則第二十六項から第二十八項まで、附則第九項の規定による改正前の昭和四十八年改正条例第九号附則第五項から第七項まで、附則第十項の規定による改正前の昭和四十八年改正条例第五十八号附則第八項並びに附則第十一項の規定による改正前の平成十五年改正条例第五十八号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が十万円を超える場合には、十万円）
- (一) 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額
- (二) 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- 二 施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が百万円を超える場合には、百万円）

- (一) 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額

(二) 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

三 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が五十万円を超える場合には、五十万円)

(一) 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額

(二) 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 附則第三項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職に係る退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

6 基礎在職期間(新条例第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。次項において同じ。)の初日が施行日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第六号)の施行の日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第六条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	その者の基礎在職期間(	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間(
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一日以後の基礎在職期間

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年秋田県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「(傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「の額」を「の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則第六項中「第四条(」を「第三条第一項(」に、「額は、新条例第四条及び」を「基本額は、同項及び新条例第五条の二並びに」に改める。

附則第七項中「額は、新条例第五条及び第五条の二並びに」を「基本額は、同条から新条例第五条の三まで及び」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年秋田県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「第七条第五項」を「第七条第五項第四号」に改める。

附則第八項中「第三条から第五条の二までの」を「第二条の五及び第六条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の五から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

11 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年秋田県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第四条」を「第三条第一項」に、「額は、同条」を「基本額は、同項」に、「附則第二十六項」を「附則第二十五項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

12 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、派遣の期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

13 職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第七条第四項(市町村立学校職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十二号)第三条において準用する場合を含む。)」を「第六条の四第一項及び第七条第四項」に、「同項」を「同条例第六条の四第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

14 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「(市町村立学校職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十二号)第三条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第十七条中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改める。

(教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

15 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。  
第四条中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

#### 秋田県条例第七号

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、第二十五号を削り、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号から第三十号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「県税業務手当は、」の下に「人事委員会規則で定める公署に勤務する職員が」を加え、「を行う職員で」を「のうち特に困難なものとして」に改め、「が当該業務」を削り、同条第二項中「勤務一月につき二万千円」を「業務に従事した日一日につき八百五十円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 職員が正規の勤務時間以外の時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(同条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日(代わる代休日)における正規の勤務時間を含む。以下同じ。)に第一項の業務に従事した場合の同項の手当の額は、前項の規定による額に百五十円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

第四条第一項中「社会福祉業務手当は、」の下に「人事委員会規則で定める職員が」を加え、「現業の業務」を「現業」に、「を行う職員で」を「のうち特に困難なものとして」に改め、「が当該業務」を削り、同条第二項中「勤務一月につき一万千八百円」を「業務に従事した日一日につき六百五十円(人事委員会規則で定める職員にあつては、勤務一月につき一万千八百円)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 職員(前項の職員を除く。)が正規の勤務時間以外の時間に第一項の業務に従事した場合の同項の手当の額は、前項の規定による額に三百五十円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

第八条第一項中「とき」の下に「(人事委員会規則で定める場合に限る。)」を加え、同項第二号中「で、人事委員会規則で定めるもの」を削り、同条第二項中「日一日につき二百八十円」を「月一月につき七千円」に改める。